第二種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵 便 番 号 会社所在地 会 社 名 電話番号 代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条第1項第13号の事由に係るものに限る。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続について

第11号又	係る認定にあたり必要な施行規則第6条第1項 は第12号の事由に係る第一種特例経営承継贈 一種特例経営承継相続の有無		□ ī	•
	当該贈与者(当該被相続人)			
「有」の	第一種特例経営承継受贈者 (第一種特例経営承継相続人)			
場合	□当該贈与の日 □当該相続の開始の日	年	月	日
	当該第一種特例経営承継贈与又は第一種特例 経営承継相続に係る認定の有効期限(当該認 定を受ける前の場合は、その見込み)		年 月	日

2 贈与者及び第二種特例経営承継受贈者について

贈与の日				年	月	l 目
第二種特例贈与認定申請基準日				年	月	日日
贈与税申告期限				年	月	日日
第二種特例贈与認定申請基準事業年度	年	月	日から	年	月	日まで

総株主等	贈与の直前 (a)					個
議決権数	贈与の時 (b)					個
	氏名					
	贈与の時の住所	ŕ				
	贈与の時の代表	者への就任の有続	**			有 □無
	認定(施行規則	ける過去の法第12 第6条第1項第11号 らものに限る。)に	号及び第13		□1	有 □無
	贈与の直前には の合計及びその	おける同族関係者 割合	きとの保有 譲	養 決権数	(c) + (d) ((c) + (d)) / (a)	個 i) %
贈与者	贈与の直前における保有議決権数及びその割合				(c) (c)/(a)	個 %
	贈与の直前における同	氏名(会社名)	住所(会社所在地)		保有議決権数別割合	みびその
	における同 族関係者				(d) (d) / (a)	個 %
	贈与の直前にお 決権に制限のな		株(円)			
	贈与者が贈与をのに限る。)の	とした株式等(議院数又は金額	央権に制限ℓ	つないも		株(円)
	(*2)から(*3)を	と控除した残数又	は残額		(f) – (g)	株(円)
右欄は第 二種特例 経営承継	贈与の直前の発行済株式又は出資(議決権の制限 のない株式等に限る。)の総数又は総額(*1)				(e)	株(円)
受贈者が 一人の場 合に記入	(*1)の3分	· <i>0</i> 2(*2)			$(f) = (e) \times 2/3$	株(円)
,,=2		こおいて第二種特 上株式等の数又は		*受贈者	(g)	株(円)

右欄は第 二種特例 経営増入 三人人 合に 記入	贈与の時におい 権に制限のない	(議汐	-	株(円)					
	氏名					•			
	住所								
	贈与の日におり	ける年齢							
	贈与の時におり	ける贈与者	との関係			□直系 □直系 □親族	兵卑属じ	人外の親	族
	贈与の時におり	ける代表者	への就任の	の有無				□有	□無
	贈与の直前にお	おける役員	への就任の	の有無				口有	□無
	贈与の時における過去の法第12条第1項の認定 (施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係 るものに限る。)に係る受贈の有無又は法第12条 第1項の認定(施行規則第6条第1項第8号又は第10 号の事由に係るものに限る。)に係る相続若しく は遺贈の有無							□有	□無
第二種特例経営承継受贈者	贈与の時におりの合計及びその		係者との	保有議決格	を数	(h) + (i) + (j) 個 ((h) + (i) + (j)) $/$ (b) %			
		贈与の 直前 贈与の 時	(h) (h) / (a) (h) + (i) ((h) + (個%個%	贈与者から 贈与により 取得した数 (*4)		(i)	個
	保有議決権 数及びその 割合	条の7の	(*4)のうち租税特別措置法第70 条の7の5第1項の適用を受けよ うとする株式等に係る議決権の					l	個
			(*5)のうち第二種特例贈与認定 申請基準日までに譲渡した数						個
	 贈与の時に おける同族	氏名(会	社名)	住所(会社	:所在	地)	保有詞その割	義決権数 割合	女及び
	関係者						(j) (j)/	(b)	個%

³ 贈与者が第二種特例経営承継受贈者へ第二種特例認定贈与株式を法第12条第1項の認定 に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしてい る場合に記載すべき事項について

本申請に係る 株式等の贈与 が該当する贈 与の類型	□該当無し □第一種特別贈与認定株式再贈与 □第二種特別贈与認定株式再贈与 □第一種特例贈与認定株式再贈与 □第二種特例贈与認定株式再贈与							
		氏名	認定日	左記認定番号	左記認定 を受けた 株式数			
第二種特例贈与企業者の第12条第1項の公司を引きます。(当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関するのでは、当該関係をは、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、当該関係には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象	増与株式を の認定に係 に、贈与を した 、増与をした では、贈							

4 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲 て定めがある種類の株式(*6)の			有□	無口
(*6)を発行している場合には	氏名(会社名)	住所(会社所在地)		
その保有者				

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 申請書(別紙1及び別紙2を含む)の写し及び施行規則第7条第8項の規定により読み替えられた同条第6項各号に掲げる書類を添付する。
- ③ 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなれた場合には、その旨を証する書類を添付する。
- ④ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。)には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ② 「(*2)」については、1株未満又は1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額を記載する。
- ③ 「贈与者から贈与により取得した数」については、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。)に係る議決権の数、贈与の時以後のいずれかの時におい

て申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。)に係る議決権の数とする。

- ④ 「(*6)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108 条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に 記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑤ 「認定申請基準事業年度(年月日から年月日まで)における特定資産等に係る明細表」については、第二種特例贈与認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑥ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑦ 「総収入金額(営業外収入及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則 (平成18年法務省令第13号)第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号 に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑧ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して 記載する。
- ⑨ 「特別子会社」については、贈与の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。
- ⑩ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」 については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容								
資本金の額又は	出資の総額	円						
認定申請基準事 細表	業年度(年月日か	ら年	月 日まで)に	おける特別	定資	産等に係	る明	
	種別	内容	利用状況	帳簿価額	額	運用↓	又入	
有価証券	特別子会社の株式又 は持分((*7)を除 く。)			(1)	円	(12)	円	
	資産保有型子会社又 は資産運用型子会社 に該当する特別子会 社の株式又は持分 (*7)			(2)	円	(13)	円	
	特別子会社の株式又 は持分以外のもの			(3)	円	(14)	円	
不動産	現に自ら使用してい るもの			(4)	円	(15)	円	
	現に自ら使用してい ないもの			(5)	円	(16)	円	
ゴルフ場その 他の施設の利 用に関する権 利	事業の用に供するこ とを目的として有す るもの			(6)	円	(17)	円	
1	事業の用に供するこ とを目的としないで 有するもの			(7)	円	(18)	円	
絵画、彫刻、 工芸品その他 の有形の文化 的所産である 動産、貴金属 及び宝石	事業の用に供するこ とを目的として有す るもの			(8)	円	(19)	円	
	事業の用に供するこ とを目的としないで 有するもの			(9)	円	(20)	円	

Laka	を及び預貯金その れらに類する資			(1	0) 円	(21)	円
当記 に依 (施 項)者を 貸作	承継受贈者及び者 経営承継受贈者等 (る同族関係1条第17 (52号ホにに対する) (かう。) で未収立る (からのでは、 (なのでは、 (なのでは、 (なのでは、 (なのでは、 (なのでは、 (なのでは、 (なのでは、 (なのでは、 (なのでは、) (なのでは、 (なのでは、) (なのでも) (なのでも) (なのでも) (なのでも) (なのでも) (なので			(1	1)	(22)	円
特定資産の帳簿価額 (23)=(2)+(3)の合計額 (7)+(9)+(10)			特定資産の 入の合計額	軍用収	(25) = (13) $(18) + (20)$		
資産の帳簿価額の総 額	(24)	円	総収入金額		(26)		円
認定申請基準事業年 (贈与の日前の期間を				2当等	(27)		円
者及び当該経営承継受贈者に係る同族関 に対して支払われた剰余金の配当等及び 不算入となる給与の金額				入とな	(28)		円
特定資産の帳簿価額 (29)=((23)+(27) 等の合計額が資産の /((24)+(27)+ 帳簿価額等の総額に		(28))	収入の合言 総収入金額	計額が	(30) = (2)	5) / (26)	
対する割合 総収入金額(営業外収		% 除く.					% 一 円

やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年	月	日
その事由			
解消見込時期	年	月頃	

(別紙2)

認定中小企業者が常時使用する従業員の数及び特別子会社について

1 認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時	使用する従業員の数	贈与の時 (a) + (b) + (c) - (d)
		人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)
		人
	厚生年金保険の被保険者ではなく健康 保険の被保険者である従業員の数	(p)
	厚生年金保険・健康保険のいずれの被保 険者でもない従業員の数	(c) 人
	役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d)
		人

2 贈与の時以後における特別子会社について

区分			特定特	特別子会社に	該当/非該当
会社名					
会社所在地					
主たる事業内容					
資本金の額又は	出資の総額				円
常時使用する従	業員の数				人
総株主等議決権	数		(a)		個
	氏名(会社名)	住所(会社所	所在地) 保有議決権数。		数及びその割合
株主又は社員				(b) (b)/(a)	個 %